

法人名 社会医療法人 正和会

※医療法人整理番号

所在地 秋田県潟上市昭和久保字街道下9番地1

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,075,209	I 流動負債	955,535
現金及び預金	525,298	買掛金	84,485
事業未収金	508,318	短期借入金	699,500
たな卸資産	38,611	未払法人税等	292
前払費用	2,126	賞与引当金	163,004
その他の流動資産	856	未払消費税等	8,229
II 固定資産	2,175,434	仮受金	25
1 有形固定資産	1,983,473	II 固定負債	916,754
建物	901,786	長期借入金	550,582
建物附属設備	317,813	退職給付引当金	282,112
構築物	19,018	役員退職慰労引当金	84,060
器具備品	34,977		
車両及び船舶	10,905		
土地	559,632		
一括償却資産	6,883		
建設仮勘定	132,459		
2 無形固定資産	41,869		
ソフトウェア	38,939		
その他の無形固定資産	2,930		
3 その他の資産	150,092		
有価証券	122		
長期貸付金	143,651		
奨学長期貸付金	143,651		
生命保険積立金	4,504		
その他の固定資産	1,815		
資産合計	3,250,643	負債合計	1,872,289
		純資産の部	
		科目	金額
		I 積立金	1,378,354
		代替基金	40,000
		設立等積立金	1,745,686
		繰越利益積立金	△ 407,332
		純資産合計	1,378,354
		負債・純資産合計	3,250,643

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 正和会
 所在地 秋田県潟上市昭和久保字街道下9番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,065,050
2 事業費用		
(1)事業費	3,206,677	
(2)本部費	288,622	3,495,299
本来業務事業利益		△ 430,249
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		736,986
2 事業費用		792,978
附帯業務事業利益		△ 55,992
事業利益		△ 486,241
II 事業外収益		
受取利息	12	
その他の事業外収益	99,813	99,825
III 事業外費用		
支払利息	13,765	
その他の事業外費用	296	14,061
經常利益		△ 400,477
IV 特別利益		
生命保険返戻差益		18,386
V 特別損失		
役員退職慰労金		301,440
税引前当期純利益		△ 683,531
法人税・住民税及び事業税		1,334
当期純利益		△ 684,865

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記(令和5年3月)

1. 継続事業の前提に関する事項

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

○棚卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

○有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

① 平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)

・法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。

② 平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

・法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。

③ 一括償却資産

・法人税法の規定に基づき均等償却しております。

④ 上記以外の有形固定資産

・法人税法の規定に基づく旧定率法又は定率法を採用しております。

○無形固定資産

① 自法人利用のソフトウェア

・法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

○貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

○賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しております。

○退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当法人は前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

○役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

○補助金等の会計処理

固定資産を取得する目的で受領した補助金等については、受領した会計年度に収益として計上しております。

○リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース取引開始日が、その前々会計年度末日における当法人の負債総額が200億円未満であることから、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理しております。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当ありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当ありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

土地 371,793 千円

建物 831,250 千円

上記に対応する債務

短期借入金 699,500 千円

1年内返済予定長期借入金 118,089 千円

長期借入金 432,493 千円

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当ありません。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

13. その他医療法人の財政状態または損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額 3,204,054千円

② 賃貸借処理を行ったファイナンス・リース取引

単位:千円

勘定科目	リース料総額	未経過リース料 当期末残高
医療用器械備品	87,702	48,915
その他の器械備品	21,673	12,667
車 両	33,124	12,683
ソフトウェア	16,411	3,128
計	158,910	77,393